

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のてびき

1 例外給付とは

要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の者（以下「軽度者」という）は、その状態像から見て、一部の福祉用具の使用が想定しにくいいため、介護給付の算定対象外となっているが、様々な疾患等によって厚生労働省の示した状態像に該当する者についてのみ例外的に福祉用具貸与の給付を認めるものです。

2 例外給付の取り扱い

軽度者に対して福祉用具貸与の例外給付を行う際には、介護支援専門員もしくは地域包括支援センターの担当職員（以下「ケアマネジャー等」とする）が被保険者の状態像及び福祉用具の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行う必要があります。

3 例外給付の対象種目

○要支援 1、要支援 2 及び要介護 1 の者

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」

「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く）」

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

○要介護 2 及び要介護 3 の者

「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」

4 軽度者例外給付の対象となる要件

(1)直近の認定調査結果により状態像が確認できる場合

→軽度者に対する福祉用具貸与の確認申請書の提出は不要

(2)(1)に該当しないが、【例外給付の要件】のⅠ～Ⅲに該当することが書面等で確認できる場合

→軽度者に対する福祉用具貸与の確認申請書の提出が必要

【例外給付の要件】

Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者

Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者

Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

5 手続きが必要な時期

- (1) 軽度者軽度者の被保険者が、初めて福祉用具貸与の例外給付を利用するとき
(例外給付に係る貸与品目の追加をする時を含む)
- (2) 要介護更新認定申請・変更認定申請の結果、軽度者の認定となり、継続して給付を受ける必要があるとき

6 手続きの実施方法

(1) 利用者の状態の確認及びアセスメントの実施

主治医意見書等を参考にして、被保険者の状態が福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当することを確認してください。

※「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」に該当する場合は、町への申請は不要。

(2) 医学的所見の確認

アセスメント等により福祉用具の貸与が適当と判断した場合で、基本調査の結果で判断できない場合に限り、医師に照会してください。

※主治医意見書で判断できない場合、医師の診断書または医師からの所見を聴取してください。

(3) サービス担当者会議等の開催、適切なケアマネジメントの実施

(2) により医学的所見が確認できた後に、サービス担当者会議等を開催、適切なケアマネジメントにより被保険者に対して、特に福祉用具貸与が特に必要かどうかを判断してください。

※居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に、当該医師の所見及び医師の名前を記載する必要があります。

※指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抜粋）

介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅

介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
（平成 12 年老企第 36 号）の第二の 9.①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i) から iii) までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書または医師から所見を聴取する方法により当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得、適切にその内容について情報提供しなければならない。

（4）軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書の提出

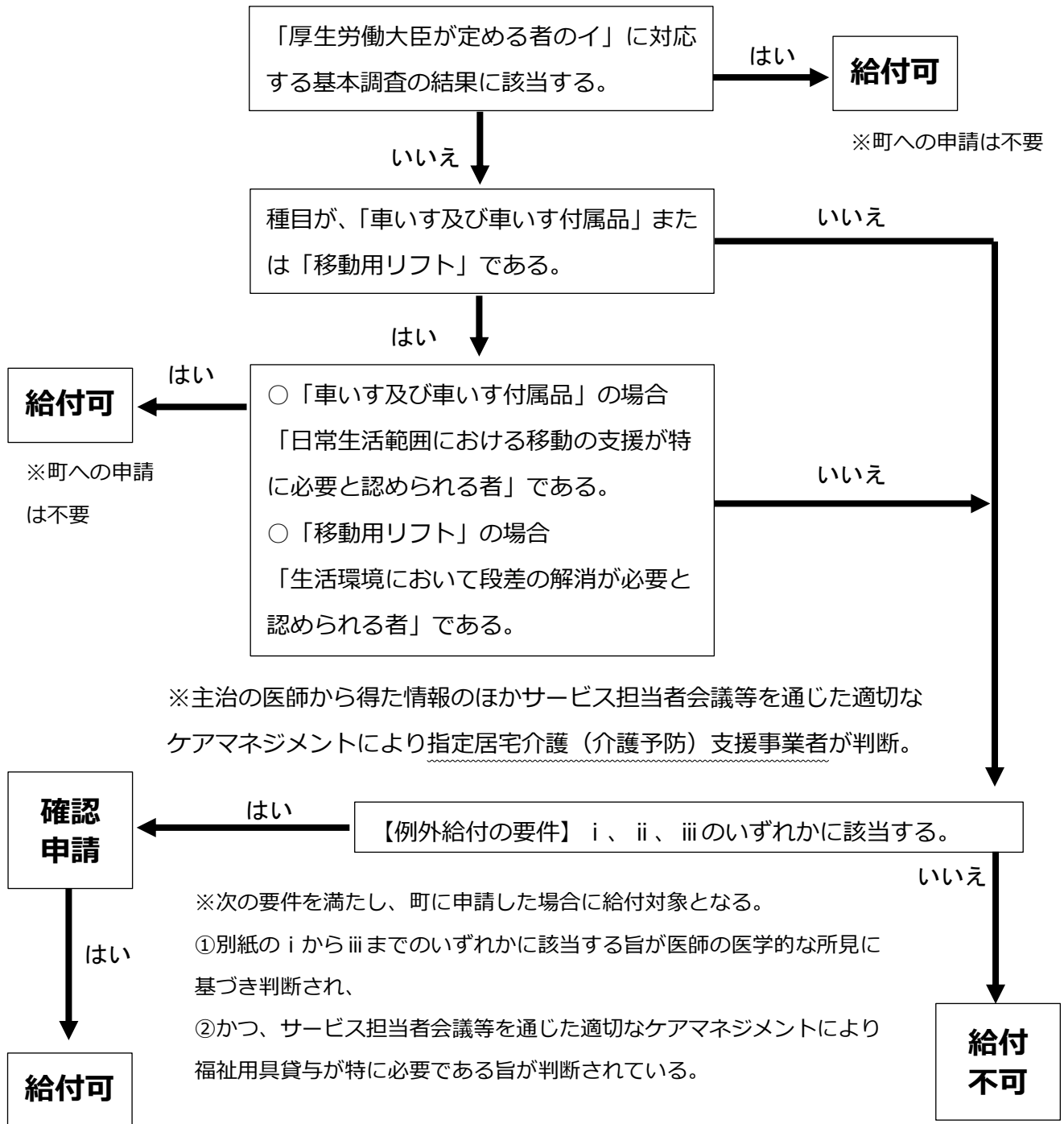
サービス担当者会議等の結果、貸与が特に必要と判断した場合、申請書を提出してください。

○「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」

(平成 27 年厚生労働省告示第 94 号第 31 号のイ)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア車いす及び車いす 付属品	①日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 : 歩行「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントを通じて、指定居宅介護（介護予防）事業所が判断
イ特殊寝台及び特殊 寝台付属品	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1 - 4 : 起き上がり「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 : 寝返り「3. できない」
ウ床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 : 寝返り「3. できない」
エ認知症老人徘徊感 知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障があ る者 ②移動において全介助を必要とし ない者	①基本調査 3 - 1 : 意思の伝達「1. 調査対 象者が意思を他者に伝達できる」以外 /または基本調査 3 - 2 ~ 基本調査 3 - 7 : 記憶・理解のいずれか「2. できない」 /または基本調査 3 - 8 ~ 基本調査 4 - 15 : 問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症 状がある旨が記載されている場合も含む。 ②基本調査 2 - 2 : 移動「4. 全介助」以外
オ移動用リフト（つ り具の部分を除 く。）	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1 - 8 : 立ち上がり「3. できない」
	②移乗が一部介助または全介助を 必要とする者	基本調査 2 - 1 : 移乗「3. 一部介助」また は「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が 必要と認められる者	ケアマネジメントを通じて、指定居宅介護 （介護予防）事業所が判断
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者	①基本調査 2 - 6 : 排便「4. 全介助」 基本調査 2 - 1 : 移乗「4. 全介助」

軽度者に対する福祉用具貸与に関する判断手順（フローチャート）



- 「車いす及び車いす付属品」については「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」については「生活環境において段差の解消が認められる者」であることが、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより貸与必要と判断してください。

※町への申請は不要